

Ⅲ 特定工場・事業場立入検査結果

大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規制対象事業場・工場及び解体等工事に対し、ばい煙等の規制基準を遵守させるため、公害発生施設の管理状況等について立入検査を実施している。令和元年度の各関係の立入検査結果は、表 3-3-1～表 3-3-7 のとおりである。

表 3-3-1 大気関係立入検査結果（ばい煙、VOC、水銀）

年度	立入 事業場数	測定実施 施設数	測定項目		基準不適 合施設数	重油抜取 事業場数	処置		
			ばい煙	水銀			一時停止	改善命令	行政指導
H27	55	-	-	-	-	23	0	0	30
H28	98	-	-	-	-	29	0	0	31
H29	92	-	-	-	-	19	0	0	40
H30	79	6	5	2	0	-	0	0	22
R1	90	7	5	2	0	-	0	0	33

表 3-3-2 解体等工事立入検査結果（特定粉じん）

年度	立入検査実施件数		基準不適 作業件数	処置		
	届出	通報		一時停止	改善命令	行政指導
H27	76	0	0	0	0	34
H28	92	0	0	0	0	43
H29	102	1	1	0	0	43
H30	118	0	0	0	0	50
R1	88	0	3	0	0	65

表 3-3-3 悪臭関係立入検査結果

年度	立入 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適 合事業場数	処置		
				一時停止	改善命令	行政指導
H27	13	0	0	0	0	9
H28	10	0	0	0	0	6
H29	12	0	0	0	0	4
H30	5	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0	0

表 3-3-4 ダイオキシン類立入検査結果（大気・水質関係）

年度	立入 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適 合事業場数	処置		
				一時停止	改善命令	行政指導
H27	4	0	0	0	0	0
H28	8	0	0	0	0	0
H29	6	0	0	0	0	1
H30	11	0	0	0	0	0
R1	6	0	0	0	0	0

表 3-3-5 水質関係立入検査結果

区分 年度	法 条例	規制対象 事業場数 ※	立入実施 事業場数	基準 適合事 業場数	排水基準 不適合事 業場数	基準不適合 率(%)	処置		
							一時停止	改善命令	行政指導
H27	法	258	151	143	8	5	0	0	8
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	法	259	135	133	2	1	0	0	2
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	法	258	144	139	5	3	0	0	6
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	法	256	145	144	1	1	0	0	1
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	法	246	151	150	1	1	0	0	1
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0

※排水規制のかかる事業場（排水量が 50 m³/日以上の事業場、排水量が 50 m³未満の事業場のうち有害物質排出事業場及び上乗せ規制事業場（重金属及び畜産）、構造基準のかかる事業場（有害物質使用特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場（全量下水道放流を含む））を示す。

表 3-3-6 騒音関係立入検査結果

区分 年度	法 条例	規制対象 事業場数	立入実施 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適合 事業場数	基準不適合 率(%)	処置		
							改善命令	改善勧告	行政指導
H27	法	5,292	94	93	19	20	0	0	19
	条例	8,976							
H28	法	5,273	94	91	31	34	0	0	31
	条例	8,961							
H29	法	5,265	81	80	20	25	0	0	20
	条例	8,986							
H30	法	5,230	101	100	27	27	0	0	27
	条例	9,006							
R1	法	5,229	82	82	16	20	0	0	16
	条例	9,059							

表 3-3-7 振動関係立入検査結果

区分 年度	法 条例	規制対象 事業場数	立入実施 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適合 事業場数	基準不適合 率(%)	処置		
							改善命令	改善勧告	行政指導
H27	法	4,252	48	48	0	0	0	0	0
	条例	388							
H28	法	4,231	54	52	0	0	0	0	0
	条例	425							
H29	法	4,217	54	52	0	0	0	0	0
	条例	456							
H30	法	4,194	50	50	0	0	0	0	0
	条例	483							
R1	法	4,185	52	52	0	0	0	0	0
	条例	543							